⑽　単体又は特定ＪＶの代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、１級管工事施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度以降に上記２⑷①に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑾　特定ＪＶの場合の代表者以外の構成員については、次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級管工事施工管理技士、又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、１級管工事施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度以降に上記２⑷②に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑿　競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、技術提案書（以下「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人滋賀医科大学から「国立大学法人滋賀医科大学の契約に係る取引停止等の取扱い要領」に基づく取引停止措置、又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒁　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「技術提案書等」、「価格」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の（ア）、（イ）の要件に該当する者のうち、下記３⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」の最高を40点とし、技術提案書等の内容に応じ与える。なお、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別紙工事概要に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。「施行体制評価点」は最高30点とし、企業の施工体制に応じ与える。また、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

②　下記３⑶①、②及び③の各評価項目の評価点数の合計を加算点とする。

③　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎に優（12点）／良＋（９点）／良（６点）／良－（３点）／可（０点）で評価する。

④　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、優（12点）／良＋（９点）／良（６点）／良－（３点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。なお、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

⑤　「ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定の有無により、有（４点）／無（０点）で評価する。

⑥　「企業の施工体制」については、その審査により、評価項目毎に優（15点）／良（５点）／可（０点）で評価する。

⑦　下記３⑶④の評価項目毎に評価を行い、企業の施工体制に応じ、施工体制評価点として付与するものとする。

⑧　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と、②によって得られる「加算点」及び⑦によって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目

本工事における評価項目は以下のとおりとする。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」

・機器、材料の仕様や工法の選択等により、施設の長寿命化、保守性の向上や省メンテナンスにつながる有効な提案

・衛生的な院内環境、研究環境の維持についての提案

②　「工事全般の施工計画」

・施工上配慮すべき事項等の技術的所見

③　「ワーク・ライフ・バランス等の推進」

・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

④　「企業の施工体制」

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

⑷　受注者の責により、提出された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、取引停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒520―2192 滋賀県大津市瀬田月輪町　国立大学法人滋賀医科大学施設課施設企画係 電話番号077―548―2052　ＦＡＸ077―548―2047　メールアドレス hqsisetu@belle.shiga-med.ac.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和４年２月１日（火）から令和４年３月２日（水）まで　滋賀医科大学のホームページにて交付する。（滋賀医科大学トップページ＞企業・研究者の方＞工事入札情報）

なお、競争参加資格確認後の設計図書等の交付については、本学より指示する。

⑶　技術提案書等の提出期限及び方法

令和４年２月１日（火）から令和４年３月２日（水）まで　土曜日・日曜日・祝祭日を除く毎日、９時00分から17時00分まで（提出期間の最終日は12時00分締切）。

㋐　申請は、電子入札システムにより行い、申請書（本学指定：様式２）のみ添付すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙入札とすることができる。

㋑　申請書（本学指定：様式２）以外の技術提案書等の書類については、電子入札、紙入札を問わず、持参すること（郵送及び電送（ファクシミリ）による提出は認めない。）。

なお、技術提案書等を持参するにあたっては、表紙として申請書（本学指定：様式２）及び電子入札システムによる申請受付票を添付すること。